



山形県公報

令和4年8月23日(火)
第332号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) …823

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会8月定例会の招集……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) …824
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) …825
- 同……………(同) …826
- 同……………(同) …827
- 同……………(同) …828
- 同……………(同) …829

## 規 則

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第33号

#### 山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山形県環境影響評価条例施行規則(平成11年7月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第7号条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件の欄中「7,500キロワット」を「37,500キロワット」に改め、同号条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件の欄中「5,000キロワット」を「25,000キロワット」に改め、同項第8号条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件の欄中「7,500キロワット」を「37,500キロワット」に、同号条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件の欄中「5,000キロワット」を「25,000キロワット」に改める。

別表第4第12項許認可等に係る行為の欄中「第25条の11第2項」を「第25条の23第2項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第4第12項許認可等に係る行為の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

令和4年8月23日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広樹

- 1 招集の日時 令和4年8月24日（水）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 令和5年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について
  - (2) 山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和5年度使用教科用図書の採択について
  - (3) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和5年度使用教科用図書の採択について
  - (4) 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (5) 令和5年度山形県公立学校教職員人事異動方針について
  - (6) 山形県いじめ問題審議会委員の任命に係る臨時専決処理の承認について

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年12月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月23日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品米沢成島店  
米沢市成島町二丁目2921番5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称       | 住 所              | 代表者の氏名 |
|-----------|------------------|--------|
| 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島1293番地 | 河内 伸二  |

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称       | 住 所              | 代表者の氏名 |
|-----------|------------------|--------|
| 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島1293番地 | 河内 伸二  |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年2月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,483平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 61台
  - (2) 駐輪場の収容台数 30台
  - (3) 荷さばき施設の面積 80平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 8.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- イ 開店時刻 午前9時
- ロ 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和4年8月10日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和4年12月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック天童店  
天童市糠塚三丁目1番15号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| DCMホームマック株式会社 | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |
| 三菱UFJリース株式会社  | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号      | 柳 井 隆 博 |

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| DCMホームマック株式会社 | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| DCMホームマック株式会社 | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |
| 三菱UFJリース株式会社  | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号      | 柳 井 隆 博 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| DCMホームマック株式会社 | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |

(変更後)

| 名 称            | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|----------------|------------------------|---------|
| DCMホームマック株式会社  | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |
| 株式会社エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南1丁目11番5号       | 野 口 実   |

4 変更年月日

平成24年4月7日

5 届出年月日

令和4年8月5日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和4年12月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック天童店  
天童市糠塚三丁目1番15号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| D C M 株 式 会 社 | 東京都品川区南大井六丁目22番7号 | 石 黒 靖 規 |
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| DCMホームマック株式会社 | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |
| 三菱UFJリース株式会社  | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号      | 柳 井 隆 博 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| D C M 株 式 会 社 | 東京都品川区南大井六丁目22番7号 | 石 黒 靖 規 |
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|--------------------|------------------------|---------|
| DCMホームマック株式会社      | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |
| 株式会社エービーシー・<br>マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号       | 野 口 実   |

(変更後)

| 名 称                | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------------|-------------------|---------|
| D C M 株 式 会 社      | 東京都品川区南大井六丁目22番7号 | 石 黒 靖 規 |
| 株式会社エービーシー・<br>マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号  | 野 口 実   |

## 4 変更年月日

(1) 3(1)に掲げる事項

イ DCM株式会社に係るもの 令和3年3月1日

ロ 三菱HCキャピタル株式会社に係るもの 令和3年4月1日

(2) 3(2)に掲げる事項 令和3年3月1日

## 5 届出年月日

令和4年8月5日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月23日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和4年12月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック天童店  
天童市糠塚三丁目1番15号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称                  | 住 所                | 代表者の氏名  |
|----------------------|--------------------|---------|
| D C M 株 式 会 社        | 東京都品川区南大井六丁目22番7号  | 石 黒 靖 規 |
| 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 伊 藤 光 博 |

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| D C M 株 式 会 社 | 東京都品川区南大井六丁目22番7号  | 石 黒 靖 規 |
| 大和情報サービス株式会社  | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 伊 藤 光 博 |

(変更後)

| 名 称                  | 住 所                | 代表者の氏名  |
|----------------------|--------------------|---------|
| D C M 株 式 会 社        | 東京都品川区南大井六丁目22番7号  | 石 黒 靖 規 |
| 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 伊 藤 光 博 |

4 変更年月日

令和3年10月1日

5 届出年月日

令和4年8月5日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年12月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ米沢店  
米沢市成島町三丁目2758番地16

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称                  | 住 所                | 代表者の氏名  |
|----------------------|--------------------|---------|
| 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 伊 藤 光 博 |

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ジョーシン米沢店  
(変更後) ドン・キホーテ米沢店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称      | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|----------|----------------------|---------|
| 上新電機株式会社 | 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 | 金 谷 隆 平 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 | 吉 田 直 樹 |

4 変更年月日

令和4年10月7日

5 届出年月日

令和4年8月5日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年12月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ米沢店  
米沢市成島町三丁目2758番地16

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称                  | 住 所                | 代表者の氏名  |
|----------------------|--------------------|---------|
| 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 伊 藤 光 博 |

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐輪場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ロ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------|---------|---------|
| 上 新 電 機 株 式 会 社 | 午前9時30分 | 午後10時   |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者         | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ド ン ・ キ ホ ー テ | 終日営業    |         |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時30分まで

(変更後) 24時間

4 変更年月日

(1) 3 (1)に掲げるもの 令和5年4月6日

(2) 3 (2)に掲げるもの 令和4年10月7日

5 届出年月日

令和4年8月5日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月23日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見